

ひょうごフィールドパビリオン実地研修業務 委託仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン実地研修業務

2 業務目的

下記目的のとおり、フィールドパビリオン実地研修を円滑に進めるため、実施運営を委託する。

- (1) ひょうごフィールドパビリオンの趣旨や目指す方向性を共有する。
- (2) プログラムの進行、ガイド、ワークショップの運営等テクニカル面のスキルアップを図る。
- (3) ひょうごフィールドパビリオン認定プログラム提供者同士がお互いのプログラム提供現場を相互訪問することで、プログラム間の連携を図り、ツアー化や自主的なプログラムの磨き上げを促進する。

3 事業期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

県が実施する「ひょうごフィールドパビリオン実地研修」において、以下の(1)～(5)の業務を委託する。

事業実施にあたっては、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、本業務の目的を実現するために随時県と協議、連携しながら進めること。

(1) 行程の作成、訪問先との日程調整、移動手段の確保

ア 行程・訪問先について

- ・行程については、別紙にて例示するテーマやプログラムを参考にしながら、行程毎にテーマを設定するとともに、参加者がスキルアップを図りたい内容に応じて選択できるように工夫し、県と協議の上決定すること。
- ・訪問先については、県と協議の上、ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムの提供現場とすること。ただし、体験・見学等の所要時間については、各訪問先がSDGs体験型地域プログラムとして想定しているものと必ずしも同一でなくともよい。
- ・別紙にて例示するテーマやプログラムに含まれる内容であっても調整困難なコンテンツについては、県と協議の上、訪問順序の変更や、他のコンテンツとの差し替え等を行うことも可とする。
- ・訪問先での各種メニューを実施する際は、SDGs体験型地域プログラムなどを実施する事業者や、団体等とも連携を図ること。
- ・行程上昼食が必要な場合は、昼食場所を確保すること。その際、ひょうごフィールドパビリオン認定プログラム提供者（以下「プレーヤー」という）間の交流を図るため、指定席とするなど工夫を図ること。
- ・プレーヤーの都合による途中参加も可能とする。

イ 移動手段について

- ・現地研修の発着地は兵庫県内とし、公共交通機関を指定する場合を除いて、借上車を

使用することを基本とする。なお、複数名のプレーヤーが、自家用車等で直接現地に集合しても構わない。

- ・自動車の仕様は、マイクロバス等を基本に、訪問先の交通事情とプレーヤーの状況に配慮した選定を行うこと。
- ・コース上にも、公共交通機関や自家用車等で現地集合しやすい立ち寄り地点を設定するよう努めること。

ウ 現地研修回数

- ・日帰りのツアーを8回以上実施すること。

エ 催行日

- ・契約日から令和7年1月までで効果的な日（年末年始を除く平日）とすること。

(2) 研修参加者の募集

ア 研修参加対象者

- ・プレーヤー
- ・ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムの運営支援を行うことができる観光協会や市町観光担当課等の職員
※なお、ツーリズムに精通した専門家1名を毎回帯同させること。

イ 催行人員

- ・1プレーヤーあたり最大2名、参加定員は15名程度とするが、各施設の受入状況等を鑑み、行程毎に設定を行うこと。なお、最少催行人数は5名とする。
- ・なお、プレーヤーとは別に県職員等が5名程度帯同する可能性があるので考慮すること。

ウ 参加条件

- ・現地研修の意見交換の場に参加すること。
- ・研修終了後にアンケートへ回答すること。

エ プレーヤー募集方法

- ・受託者は、県と協議のうえ、プレーヤー募集方法を選定し、プレーヤーを決定すること。
- ・受託者は、チラシを作成するなど、自社ウェブサイト、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段でプレーヤーの募集を行い、応募に関する問い合わせに対応すること。
- ・チラシの作成は任意とするが、作成した場合は作成後すみやかに県に電子データを納品すること。
- ・チラシ、ウェブサイト等によるPRの際には、県主催事業であることが分かるように表記すること。
- ・チラシ及びウェブサイト等による告知・広告内容については、事前に県と協議すること。
- ・プレーヤーの個人情報は、プレーヤーの訪問を受け入れるひょうごフィールドパビリオン認定プログラム提供者（以下「受入者」という。）等研修事業実施にかかる関係団体に提供する場合がある旨の同意を得ること。
- ・個人情報の取り扱い、セキュリティには十分注意すること。

オ 選考

- ・参加希望者多数の場合の選考基準を設定すること。
- ・県と協議のうえ、プレーヤーの選考を行うこと。

- ・選考結果を参加希望者に通知すること。
- ・選考結果に対する問い合わせに対応すること。

カ その他

- ・プレイヤーに対する連絡、出欠管理等の研修にかかる一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・カリキュラムとして自由散策などを組み込む場合、その時間中の飲食費は現地でプレイヤーの自己負担として問題ない。

(3) 当日の運営実施

ア 当日のプログラム内容について

- ・体験する内容は、各プログラムでの提供内容を基本とするが、個別に県と協議の上、決定する。
- ・各訪問先での体験後30分程度、受入者への質疑応答及び講師からの講評の時間を設けること。

【参考：これまで座学研修で取り扱った内容について】

- ・誘客に向けた受入体制整備
 - ターゲット設定とプログラムが提供する価値の考え方、旅行に関する法令、危機管理対策（安全な旅のために）、決済・予約・在庫管理システム、ユニバーサル対応、トイレやWi-Fi等の整備の考え方、タリフの作成
- ・インバウンド対応
 - サステナブルツーリズムについて、多様性理解、外国人を惹きつける日本の魅力、外国人とのコミュニケーション、相手に合わせた説明の仕方、音声翻訳アプリ
- ・おもてなし力の向上
 - 顧客満足の3ステップ、接遇の5原則実践、「目配り・気配り・心配り」、スモールトークのコミュニケーション
- ・集客に繋がる効果的な情報発信
 - メディア別の特徴について、SNSの効果的な使い方（「映える」写真の撮り方、記事の書き方など）、インフルエンサーの活用方法、HPでの発信、メディア以外で発信するには

イ 現地研修参加料等について

- ・各プレイヤーから現地研修参加料は徴収せず、委託料から支出すること。ただし集合場所までの旅費及び飲食代・昼食代はプレイヤーの負担とする。
- ・昼食代が生じる場合については、プレイヤーから徴収事務を行うこと。その際希望者には領収書を手交すること。
- ・帯同する専門家の旅費・謝金についても、委託料から支出すること。

ウ プレーヤーの安全確保

- ・受入者との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、プレイヤー及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。

(4) 研修結果の検証

ア アンケート実施、報告等

- ・現地研修開催後、プレイヤーにアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。

- ・訪問先等、現地研修催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加人数等の情報とあわせて、撮影した写真等の画像デジタルデータを県に提供すること。なお、写真等は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用される可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予めプレーヤーの理解を得ておくこと。
- ・アンケートの内容等については、事前に県と協議すること

イ 現地研修レポートの作成

- ・実績報告書とは別に、現地研修終了後に、プレーヤーの体験談やプレーヤーによる写真等を交えた研修レポートを作成し、県に提出すること。
- ・レポートでは、プレーヤーの抱える課題の洗い出しも行うこと。

(5) 実績報告書の作成

- ・上記(1)～(4)について、実績報告書を作成し、紙及び電子データで県へ提出すること。
 (提出場所) 兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課
 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第2号館3階
 (提出期限) 令和7年3月31日

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・催行にあたっては、現地研修をサポートするスタッフを同乗させるとともに、適宜プレーヤーへの説明、プレーヤー間の交流促進等を行うこと。
- ・プレーヤー等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 再委託等の取扱

受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）はできない。なお、本業務の一部についても再委託等してはならないが、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託等の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という）に再委託等することができる。また、再委託等す

る場合は、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託等を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託等を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務実施報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 申込者が最少催行人員に達しない等の理由で現地研修を中止した場合は、企画・広報に伴って発生した経費のみ県の負担とし、手配車両のキャンセル等に伴って発生した経費は受託者の負担とする。なお、委託費の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。
- (5) 受託者は現地研修を実施するにあたって、同行する県職員の体験にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、県と調整すること。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、県に帰属するものであること。
- (7) 同行する県職員が写真及び動画を撮影するので予めプレーヤーの承諾を得ること。なお、写真及び動画は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用される可能性がある。
- (8) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。